

(証券コード 3451)
(発信日) 2024年7月3日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月25日

投資主各位

東京都港区芝浦四丁目5番4号
トーセイ・リート投資法人
執行役員 大河内幸貴

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トーセイ・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年7月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、規約第41条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席にならず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をされない投資主様につきましては、規約第41条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

＜本投資法人規約抜粋＞

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、（i）以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、

本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

本投資法人のウェブサイト
<https://tosei-reit.co.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
敬 具

記

- 1. 日 時：2024年7月18日（木曜日）午前10時30分
- 2. 場 所：東京都中央区築地六丁目23番8号
トーセイホテル ココネ築地銀座プレミア 3階
(末尾の「第6回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第6回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ①電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://tosei-reit.co.jp/>) 及び東証のウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ②当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - ③ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、本投資法人提案については賛の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ~~~~~

## 投資主総会参考書類

議案及び参考資料

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、同日をもって、本投資法人は、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を追加するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定める範囲に限定することを可能とするための規定を追加するものです（変更案第34条第5項及び第6項）。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

| 現 行 規 約                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第34条（投資主総会の招集）<br>1. ～4. （記載省略）<br>（新設）<br><br>（新設） | 第34条（投資主総会の招集）<br>1. ～4. （現行どおり）<br>5. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br>6. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u><br><u>に書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大河内幸貴は、2024年7月31日をもって任期満了となりますので、2024年8月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、規約第45条第1項本文の規定に基づき、2024年8月1日より2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴及び重要な兼職の状況、並びに本投資法人における地位及び担当 |                                               |
|-----------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| おおこう ち ゆき たか<br>大河内 幸 貴<br>(1968年6月30日) | 1991年4月                         | 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行                    |
|                                         | 2016年5月                         | 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 川崎支社長            |
|                                         | 2018年5月                         | 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部長（不動産ファイナンス担当）       |
|                                         | 2019年7月                         | 新東工業株式会社 コーポレート部長                             |
|                                         | 2020年4月                         | 同社 執行役員 コーポレート部長                              |
|                                         | 2021年1月                         | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 私募ファンド運用本部 エグゼクティブマネジャー |
|                                         | 2021年12月                        | 同社 REIT運用本部 エグゼクティブマネジャー                      |
|                                         | 2022年3月                         | 同社 REIT運用本部長（現任）                              |
|                                         | 2022年8月                         | 本投資法人 執行役員（現任）                                |

- ・上記執行役員候補者は、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社入社以前である2020年12月より、本投資法人の投資口を1口（1口未満切り捨て）保有しており、また、投資口累積投資制度を利用することにより、2024年5月31日現在において所有投資口数は8口（1口未満切り捨て）となっています。なお、投資口累積投資制度を利用しており、議案の公表日現在の所有投資口数を確定できないため、議案の公表日の直前月末の数値を記載しています。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社のREIT運用本部長であります。
- ・以上の他に上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契

約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2024年6月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴及び重要な兼職の状況、並びに本投資法人における地位及び担当 |                                               |
|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| た な か さとし<br>田 中 聡<br>(1971年1月15日) | 1997年 4 月                       | 株式会社フォリット 入社                                  |
|                                    | 2003年 1 月                       | 株式会社ひらまつ 入社                                   |
|                                    | 2006年 5 月                       | 東誠不動産株式会社(現 トーセイ株式会社) 入社<br>財務経理部 アシスタントマネジャー |
|                                    | 2017年12月                        | トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社<br>出向 経営管理部マネジャー        |
|                                    | 2019年12月                        | 同社 経営管理部長(現任)                                 |

- ・上記補欠執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、2024年5月31日現在において本投資法人の投資口を9口(1口未満切り捨て)保有しております。なお、投資口累積投資制度を利用しており、議案の公表日現在の所有投資口数を確定できないため、議案の公表日の直前月末の数値を記載しています。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人がその資産の運用を委託している資産運用会社であるトーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社の経営管理部長であります。
- ・以上の他に上記補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員菅谷貴子及び田島照久は、2024年7月31日をもって任期満了となりますので、2024年8月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、規約第45条第1項本文の規定に基づき、2024年8月1日より2年間となります。なお、投信法及び規約第43条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、重要な兼職の状況、及び本投資法人における地位                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1         | すが や たか こ<br>菅 谷 貴 子<br>(1972年9月20日) | 2002年10月<br>2007年6月<br>2014年9月<br>2019年3月<br>2020年6月<br>2024年1月                          | 山田秀雄法律事務所（現 山田・尾崎法律事務所）加入<br>株式会社フェイス 社外監査役（現任）<br>本投資法人 監督役員（現任）<br>ライオン株式会社 社外取締役（現任）<br>極東証券株式会社 社外取締役（現任）<br>菅谷パートナーズ法律事務所 代表弁護士（現任）                                                                                                                    |
| 2         | た じま てる ひさ<br>田 島 照 久<br>(1971年8月4日) | 1995年10月<br>2010年2月<br>2014年9月<br>2015年12月<br>2016年12月<br>2018年12月<br>2019年1月<br>2023年6月 | 中央監査法人 入社<br>田島公認会計士事務所 代表（現任）<br>本投資法人 監督役員（現任）<br>オンコセラピー・サイエンス株式会社 社外監査役（現任）<br>株式会社田島会計事務所 代表取締役（現任）<br>株式会社旺文社 社外監査役（現任）<br>エディジーン株式会社（現 株式会社モダリス） 社外取締役（監査等委員）（現任）<br>富士通コンポーネント株式会社（現 FCLコンポーネント株式会社） 社外取締役（監査委員）（現任）<br>株式会社松屋フーズホールディングス 社外監査役（現任） |

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第45条第2項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、重要な兼職の状況、及び本投資法人における地位 |                                     |
|----------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| ほり おか さき こ<br>堀 岡 咲 子<br>(1985年10月13日) | 2012年12月                  | 樋口法律事務所 入所                          |
|                                        | 2015年12月                  | 第一中央法律事務所 入所 (現任)                   |
|                                        | 2017年 8 月                 | 文部科学省 再就職コンプライアンスチームアドバイザーメンバー (現任) |
|                                        | 2019年 4 月                 | 文部科学省 コンプライアンスチーム支援メンバー (現任)        |

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第41条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人規約第41条第3項が適用される上記第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2024年6月17日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2024年6月17日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から当該各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://tosei-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上

# 第6回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区築地六丁目23番8号  
トーセイホテル ココネ築地銀座プレミア 3階 電話 03-3543-5541



## 交通のご案内

- 都営地下鉄大江戸線 「築地市場」駅A1出口から徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線 「築地」駅1番出口から徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 「東銀座」駅6番出口から徒歩8分

## お知らせ

- 誠に申し訳ございませんが、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 前回の投資主総会と開催場所が異なりますのでご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。